

改正後	現 行
<p>イ 2の(6)の⑪の規定は、自立訓練（機能訓練）に係るリハビリテーション加算について準用する。</p> <p>⑦ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑧ <u>食事提供体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の6の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の7の送迎加算については、2の(6)の⑮の(-)から⑮までの規定を準用する。</p> <p>⑩ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の⑥の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑪ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第10の8の2の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(-) 対象者の要</u> <u>医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者をいうものである。</u></p>	<p>イ 2の(6)の⑩の規定は、自立訓練（機能訓練）に係るリハビリテーション加算について準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第10の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第10の6の食事提供体制加算については、2の(6)の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑨ 送迎加算の取扱い 報酬告示第10の7の送迎加算については、2の(6)の⑭の(-)から⑭までの規定を準用する。</p> <p>⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の⑤の⑥の規定を準用する。 (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</u></p> <p>(二) 施設要件</p> <p><u>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</u></p> <p><u>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</u></p> <p>(三) 支援内容</p>	

改正後	現 行
<p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア <u>本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成</u></p> <p>イ <u>指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等</u></p> <p>ウ <u>日常生活や人間関係に関する助言</u></p> <p>エ <u>医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</u></p> <p>オ <u>日中活動の場における緊急時の対応</u></p> <p>カ <u>その他必要な支援</u></p> <p>⑫ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の8の3の就労移行支援体制加算については、2の(6)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑬ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p>	<p>(新設)</p> <p>⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第10の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p>

改正後	現 行
<p>⑳ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 12 の 2 の社会生活支援特別加算については、 3 の (1) の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉒ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 12 の 3 の就労移行支援体制加算については、 2 の (6) の㉓の規定を準用する。</p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別 加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 13 及び 14 の福祉・介護職員処遇改善加算及び 福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉕の規定 を準用する。</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(-) 就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費 (I) については、利用者を通所さ せて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せ て利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定 し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。 <u>ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した 場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に限り算定 することが可能であり、復職した場合には一般就労への移行 者として差し支えない。</u></p> <p><u>(ア) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別 加算の取扱い 報酬告示第 11 の 13 及び 14 の福祉・介護職員処遇改善加算及び 福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉕の規定 を準用する。</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(-) 就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費 (I) については、利用者を通所さ せて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せ て利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定 し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。</p>

改正後	現 行
<p><u>に関する支援を提供した場合に加算する。</u></p> <p><u>(二) 報酬告示第12の15の3の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を在宅で利用する際に、支援を受けなければ在宅利用が困難な場合に加算する。</u></p> <p>⑱ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第12の15の4の社会生活支援特別加算については、<u>3の(1)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第12の16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(-) 就労継続支援A型サービス費の区分について 就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置及び前年度に雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外</p>	<p>(新設)</p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</u> 報酬告示第12の16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(-) 就労継続支援A型サービス費の区分について 就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外</p>

改正後	現 行
<p><u>ことができる。</u></p> <p><u>(三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。</u></p> <p>⑭ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 13 の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑮ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑯ <u>在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 14 の 2 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の (3) の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑰ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加算については、3 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 15 及び 16 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉑の規定</p>	<p>⑬ 送迎加算の取扱い 報酬告示第 13 の 13 の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から (四) までの規定を準用する。</p> <p>⑭ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑥の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 13 の 15 及び 16 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の⑲の規定</p>

改正後	現行
<p>⑬ <u>重度者支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の <u>12</u> の重度者支援体制加算については、3 の (4) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑭ <u>目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の <u>13</u> の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費 (I) を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p>⑮ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の <u>14</u> の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から⑮までの規定を準用する。</p> <p>⑯ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の <u>15</u> の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑰ <u>在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 16 の在宅時生活支援サービス加算については、<u>3 の (3) の⑰の規定を準用する。</u></p> <p>⑱ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加算については、<u>3 の (1) の⑱の規定を準用する。</u></p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 17 及び 18 の福祉・介護職員処遇改善加算及び</p>	<p>⑭ 重度者支援体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>13</u> の重度者支援体制加算については、3 の (4) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑮ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>14</u> の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費 (I) を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p>⑯ 送迎加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>15</u> の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から⑭までの規定を準用する。</p> <p>⑰ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>16</u> の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑯の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 14 の 17 及び 18 の福祉・介護職員処遇改善加算及び</p>